

# 仕 様 書

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 車 種           | 小型ハイブリッド車(ガソリン) 5ドア 5人乗   |
| 2 規 格           | <p>(1) 総排気量 1,500CCクラス以上</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチックまたはCVT</p> <p>(4) 塗装 白系またはシルバー系</p> <p>(5) 環境対応 平成30年排出ガス基準75%低減レベル<br/>令和2年度燃費基準+50%以上達成</p>   |
|                 | <p>ホンダ フィット e:HEV 6AA-GR4</p> <p>※ 規格を示す物品の例として適合品を示しているが、当該製品を指定するものではない。</p> <p>※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認および署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書(原本)を提出すること。</p>  |
| 3 年 式 指 定       | 令和7年式以降   |
| 4 付 属 品         | <p>① エアコン ② スタッドレスタイヤ4本(ホイール付) ③ スペアタイヤまたはパンク修理キット</p> <p>④ スノーヘルパー ⑤ スノーブレード ⑥ フロアマット(全席)</p> <p>⑦ スノーマット(運転席を除く全席分) ⑧ カーナビゲーションシステム(一体型・2DIN)</p> <p>⑨ リヤカメラ ⑩ 標準工具一式 ⑪ ドライブレコーダー(全方位2カメラ)</p> <p>⑫ ラゲッジトレイ ⑬ シートフルカバー ⑭ スノーブラン</p>   |
| 5 リース料に<br>含む項目 | <p>① 登録納車諸費用 ② 自動車取得税 ③ 自動車重量税 ④ 自動車賠償責任保険</p> <p>⑤ 自動車税 ⑥ 任意保険 ⑦ 車検 ⑧ 法定定期点検整備 ⑨ 定期点検(6ヵ月点検)</p> <p>⑩ 事故処理 ⑪ 事故修理(車両保険付保持) ⑫ 一般修理・一般消耗部品交換</p> <p>⑬ オイル・油脂類交換(補充を含む) ⑭ バッテリー交換 ⑮ 夏・冬タイヤ必要数(交換)</p> <p>⑯ 定期点検・法定点検・車検及び修理(事故時含む)時の代替車</p>   |
| 6 年間予定走行距離      | 1,500 ~ 2,000 km(これを超過した場合でもリース料の清算は行わない)   |
| 7 借 受 期 間       | 令和7年6月2日 ~ 令和12年5月31日 (60ヵ月)  |
| 8 借 受 台 数       | 1台  |
| 9 引 渡 場 所       | 平岸霊園管理事務所(札幌市豊平区平岸5条15丁目)   |
| 10 保 管 場 所      | 平岸霊園管理事務所(札幌市豊平区平岸5条15丁目)   |
| 11 保 険 等        | <p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注契約者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注契約者の負担とし、下記による。</p> <p>① 年齢制限 無制限</p> <p>② 対人保険 無制限</p> <p>③ 対物保険 無制限(免責額なし)</p> <p>④ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき死亡時1,000万円以上</p> <p>⑤ 自損事故傷害 1名につき1,000万円以上</p> <p>⑥ 無保険車傷害 1名につき20,000万円以上</p> <p>⑦ 車両保険 時価(免責額なし) 自損・盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの<br/>(全損の場合を含む)</p> <p>⑧ 交通事故賠償関係示談サービス付</p> <p>⑨ 公用車割引、フリート付</p> <p>⑩ 任意保険証書の写しを車検証に添付すること</p> |
| 12 メンテナンス等      | <p>(1) 定期点検は、確実に実施すること。</p> <p>(2) 夏・冬タイヤの組み換えは、札幌市の指示に従い行うこと。</p>  |

なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。

(3) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注契約者の負担とする。

(4) 車両引き渡し時の燃料は、札幌市及び受注契約者双方容器内100%とする。

13 その他

(1) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。

(2) 借受開始日(納車日)に納車できない場合は、同等の代替車を用意すること。